

三股町森林整備計画

計画期間

自令和 5 年 4 月 1 日
至令和 15 年 3 月 31 日

宮 崎 県
三 股 町

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1 森林整備の現状と課題	
2 森林整備の基本方針	
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	
(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	
II 森林の整備に関する事項	3
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1 樹種別の立木の標準伐期齢	
2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法	
3 一伐区当たりの伐採面積	
4 その他必要な事項	
第2 造林に関する事項	5
1 人工造林に関する事項	
(1) 人工造林の対象樹種	
(2) 人工造林の標準的な方法	
ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数	
イ その他人工造林の方法	
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	
2 天然更新に関する事項	
(1) 天然更新の対象樹種	
(2) 天然更新の標準的な方法	
ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数	
イ 天然更新補助作業の標準的な方法	
ウ その他天然更新の方法	
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準	
(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	
(1) 更新に係る対象樹種	
①人工造林の場合	
②天然更新の場合	
(2) 生育し得る最大の立木の本数	
5 その他必要な事項	
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	10
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
2 保育の種類別の標準的な方法	
(1) 時期及び回数	
(2) 方法	
3 その他間伐及び保育の基準	
(1) 間伐	
(2) 下刈	
(3) つる切り	
(4) 除伐	
(5) 鳥獣対策	

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 12

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法
 - (1) 水源のかん養の機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林
 - ア 区域の設定
 - イ 施業の方法
 - (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林
 - ア 区域の設定
 - ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
 - ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
 - ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
 - ④ 水源のかん涵養機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に準じる森林
 - イ 森林施業の方法
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法
 - (1) 区域の設定
 - (2) 森林施業の方法
- 3 その他必要な事項

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 16

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項 17

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 17

- 1 路網の整備に関する事項
 - (1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
 - ① 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
 - ② 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
 - (2) 作業路網の整備に関する事項
 - ① 基幹路網に関する事項
 - ア 基幹路網の作設にかかる留意点
 - イ 基幹路網の整備計画
 - ウ 基幹路網の維持管理に関する事項
 - ② 細部路網に関する事項
 - ア 細部路網の作設に係る留意点
 - イ 細部路網の維持管理に関する事項
 - (3) その他必要な事項

第8 その他必要な事項 19

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
 - (1) 林業労働者の育成
 - (2) 林業後継者等の育成
 - (3) 林業事業体の体質強化方策
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

- (1) 林業機械化の促進方向
- (2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標
- (3) 林業機械化の促進方策
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

Ⅲ 森林の保護に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - (1) 区域の設定
 - (2) 鳥獣害の防止の方法
 - ア 植栽木の保護措置
 - イ 捕獲
- 2 その他必要な事項

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項・・・・・・・・・・ 21

- 1 森林病虫害の駆除及び予防の方法
 - (1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法
 - (2) その他
- 2 鳥獣による森林被害対策の方法
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項
 - (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分
 - (2) その他

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
 - (1) 地域住民参加による取組みに関する事項
 - (2) 上下流域連携による取組みに関する事項
 - (3) 法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策
 - (4) その他
- 6 その他必要な事項
 - (1) 森林国営保険への加入促進
 - (2) 国有林の利活用に関する事項

付属資料

- 1 三股町位置図
- 2 市町村森林整備計画概要図
- 3 三股町ゾーニング図
- 4 付属参考資料
 - (1) 人口及び就業構造
 - ① 年齢層別人口動態
 - ② 産業部門別就業者数等
 - (2) 土地利用
 - (3) 森林資源の現況等
 - ① 保有者形態別森林面積
 - ② 民有林の齢級別面積
 - ③ 保有山林面積規模別経営体数
 - ④ 林道の状況
 - (4) 市町村における林業の位置づけ
 - ① 産業別総生産額
 - ② 産業別従業者数
 - (5) 林業関係の就業状況
 - (6) 林業機械等設置状況
 - (7) 林産物の生産概況
- 5 宮崎県天然更新完了基準

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、宮崎県の南西、都城盆地の東部に位置し、霧島山系の高峰、高千穂峰をはるか西に望み、東は日南市に、西は都城市に、北は宮崎市に接している。町面積は11,002haで、東西に18km、南北に12.7kmのやや東西に細長い地形をし、東部及び南部地域では鱈塚山系の山並みが広がり、主に山林地帯となっている。西部地域では都城盆地の平野が広がり、農地や市街地が形成され、また東部の鱈塚山系に源を発する大淀川水系の沖水川が、本町の中央を西流している。

本町の総面積11,002haのうち7,929haが森林で林野率約72%を占めており、森林資源に恵まれている。その内訳は、国有林が2,784ha、民有林が5,145haとなっている。民有林の人工林面積は3,399ha（人工林率69.9%）となっているが、35年生以下の若い林分が35.0%を占めており、保育・間伐を適正に実施していくことが重要である。このため、木材資源を循環的に利用する観点から、既存人工林の適切な施業及び公益的な機能の発揮に対する要請及び多様な木材需要に対応するため、立地条件に応じて長伐期施業、育成複層林施業への誘導や有用広葉樹育成のための天然生林施業を実施。また、多様性に富む健全な森林の整備を促進し、生産基盤の整備等、森林の持つ経済的機能と公益的機能を図り、魅力ある森林環境の形成が必要である。町有林伐採跡地については、水源かん養や野生鳥獣の保護等のため、広葉樹の植栽を実施し、民有林においては、放棄林解消のために、ふるさと森おこし事業により広葉樹苗の補助を実施している。

林業を取り巻く情勢は依然として厳しく、木材需要の低迷、林業経営費の上昇に起因して、林業生産活動が全般にわたって停滞し、また林業労働者の高齢化と減少により、間伐、保育及び伐採後の造林等が適正に実施されない森林がある。また長伐期育成の促進を図る観点から、保育・間伐に重点を置いた施業を進めるほか、森林の公益的機能の充実と多様な森林整備、流通体制の整備、林内路網の整備拡充及び森林の総合的利用の推進に努めるものとする。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する多面的機能を高度に発揮するうえで望ましい森林の姿を森林の有する機能ごとに次のとおり定める。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤整備が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林については、水源涵(かん)養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵(かん)養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

ウ 快適環境形成機能

町民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理保全を推進することとする。

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、町民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、町民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成を考慮した森林整備を推進することとする。また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増

進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主採後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

なお、森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないうえ、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意するものとする。

また、これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては、二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林所有者等へ経営等の受委託の働きかけを積極的に行い、意欲ある森林組合等の林業事業者や森林所有者への経営等の集約化を図るとともに、流域を単位とした森林の集団化については、普及啓発活動等を通じて、森林施業の共同実施、路網の維持運営等を行うための森林所有者間の合意形成に努めるとともに、施業実施協定の締結等により施業の確実な実施の促進を図るものとする。併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、森林管理の適正化を図るものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、本町内に生育する主要樹種ごとに、標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる年齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して次のとおり定める。

なお、標準伐期齢は、本町の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として、本計画で定められるものであるが、標準伐期齢に達した森林の伐採を促すものではない。

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他の 針 葉 樹	クヌギ ・ナラ類	その他の 広 葉 樹
本町全域	35 年	40 年	30 年	40 年	10 年	10 年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木を伐採（主伐）する場合には、次に示す方法に従って適切に行うものとする。

施業の区分		標準的な方法																																			
育成単層林施業	皆伐後人工造林を行う森林	<p>現在の森林が人工林であるか、又は主伐後人工造林を行うことが適当な天然林を皆伐する場合は、自然的条件及び森林の公益的機能の確保を考慮して、1箇所当たりの伐採面積を適切な規模とするとともに、伐採箇所の分散に配慮するほか、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を積極的に設置することとする。</p> <p>特に、高性能林業機械等による伐採・搬出に当たっては、「環境に配慮した高性能林業機械の作業システム指針」（平成 20 年 3 月宮崎県環境森林部）及び「宮崎県伐採、搬出及び再造林ガイドライン（平成 30 年 11 月 28 日宮崎県森林経営課）」に基づき、地形、地質等を十分考慮し、山地の崩壊や土砂の流出等をひき起こさないよう留意するものとする。また、人工林の主伐は、地域の高齢級の森林が急増することを踏まえ、公益的機能の発揮と調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化、長期化を図ることとし、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行い、本町における主伐の時期は、下表を目安として定めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="427 757 1369 1025"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区</th> <th rowspan="2">樹種</th> <th rowspan="2">主伐時期の目安</th> <th colspan="3">標準的な施業体系</th> </tr> <tr> <th>生産目標</th> <th>仕立て方法</th> <th>期待径級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">本町全域</td> <td rowspan="2">スギ</td> <td>35 年</td> <td>一般構造用材</td> <td rowspan="2">中庸仕立て</td> <td>28 c m</td> </tr> <tr> <td>70 年以上</td> <td>一般大径材</td> <td>42 c m 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ヒノキ</td> <td>40 年</td> <td>一般構造用材</td> <td rowspan="2">中庸仕立て</td> <td>26 c m</td> </tr> <tr> <td>80 年以上</td> <td>一般大径材</td> <td>40 c m 以上</td> </tr> <tr> <td>クヌギ</td> <td>10 年</td> <td>しいたけ原木</td> <td>中庸仕立て</td> <td>12 c m</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、用材向け広葉樹等については樹種ごとの用途等に対応した時期に伐採するものとする。</p>					地区	樹種	主伐時期の目安	標準的な施業体系			生産目標	仕立て方法	期待径級	本町全域	スギ	35 年	一般構造用材	中庸仕立て	28 c m	70 年以上	一般大径材	42 c m 以上	ヒノキ	40 年	一般構造用材	中庸仕立て	26 c m	80 年以上	一般大径材	40 c m 以上	クヌギ	10 年	しいたけ原木	中庸仕立て	12 c m
	地区	樹種	主伐時期の目安	標準的な施業体系																																	
生産目標				仕立て方法	期待径級																																
本町全域	スギ	35 年	一般構造用材	中庸仕立て	28 c m																																
		70 年以上	一般大径材		42 c m 以上																																
	ヒノキ	40 年	一般構造用材	中庸仕立て	26 c m																																
		80 年以上	一般大径材		40 c m 以上																																
クヌギ	10 年	しいたけ原木	中庸仕立て	12 c m																																	
皆伐後ぼう芽更新を行う森林	<p>自然的条件や林業技術体系等から、クヌギ・ナラ林等ぼう芽による更新が確実な林分を皆伐する場合は、1箇所当たりの伐採面積、伐採箇所及び高性能林業機械等による伐採・搬出方法等については「皆伐後人工造林を行う森林」に準ずるほか、更新を確保するため伐区の形状に配慮するとともに、優良なぼう芽を発生させるための適期伐採に留意するものとする。</p>																																				
育成複層林施業	<p>択伐を行う場合は、林地生産力や気象条件、林内路網等に配慮しながら行うものとするが、上層木の伐採に当たっては、森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる適正な林分構造に誘導することを目標に、下層木となる植栽木や天然更新木の生育を確保するため、適正な伐採率、繰り返し期間とするものとする。</p> <p>皆伐による場合は、林地生産力や気象条件、林内路網等を考慮するほか、適正な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮して行うものとする。</p> <p>また、立地条件、下層木の生育状況等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。</p> <p>天然更新を前提とする場合は、種子の結実や散布状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮するものとする。</p>																																				

3 一伐区当りの伐採面積

一伐区当りの伐採面積は、木材生産機能森林、公益的機能別施業森林を含む全ての森林において 20ha 以下とし、地形、地質等林地の状況を踏まえ、自然災害、人的災害等の各種被害を起因しない適正かつ最小の伐採面積とすること。また、伐採跡地についても、地形、地質等林地の状況にあった更新に努め、林地の保全や枝葉の処理、近隣の民家・線路等公共施設の配慮に努めるものとする。

4 その他必要な事項

伐採しようとする森林の隣接地に、人家や公共施設等の重要保全対象のある場合等には、地形、地質等林地の状況を勘案した上で一定の保護樹帯を設置する等、大面積の皆伐を避けることとし、自然災害、人的災害等の各種災害が起因しないように伐採残木の処理を適切に行い、伐採跡地についても早期の更新に努めるものとする。

また、伐採箇所には、市町村森林整備計画に適合した伐採であることを地域住民に周知するため町が発行する伐採届旗等を掲示し、無断伐採の未然防止や植栽未済地の抑制を図るものとする。

さらに、伐採に当たっては隣接森林所有者との境界確認を行うなど、森林境界の明確化に努めるものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林に当たっては、適地適木を旨として自然条件、地域における人工造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、スギ、ヒノキ、クヌギ等を主体とすることとし、必要に応じて多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含めるものとする。

また、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等や少花粉スギ等の花粉症対策苗木の増加に努めるものとする。

なお、広葉樹造林に当たっては、「宮崎県における広葉樹等の造林に関する調査報告書」（1996年3月宮崎県林業総合センター）等を参考として、地域の自然条件等に適合した樹種を選定するものとする。

区 分	針広葉樹別	樹 種 名
人工造林の 対象樹種	針葉樹	スギ、ヒノキ、クロマツ、カヤ、モミ、イチヨウ、イヌマキ
	広葉樹	クヌギ、ナラ、カシ類、ケヤキ、ホオノキ、ヤマグワ、センダン、クスノキ、タブノキ、シイノキ、マテバシイ、ミズメ、ヤマザクラ、イヌエンジュ、クリ、カエデ類

上記以外の樹種を選定する場合は、森林総合監理士（フォレスト）林業普及指導員又は本町の林務担当部局等と相談のうえ、適切な樹種を選定することとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数については、施業の効率化や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽するものとする。また、活着が良く成長に優れた特定苗木等による低密度植栽に努める。

また、複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

樹 種	仕立て方法	植栽本数（本/ha）	備 考
スギ	中庸仕立て	2,000 ～ 3,000	
ヒノキ	中庸仕立て	2,500 ～ 3,500	
クヌギ	中庸仕立て	3,000 ～ 3,500	

ここに定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は本町の林務担当部局等と相談の上、適切な植栽本数を選定することとする。

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することや、林地の保全に配慮するものとする。 また、高性能林業機械による伐採・搬出作業を同時並行して地拵えや植栽を行う伐採と造林の一貫作業システムの導入など作業工程の効率化に努めるものとする。
植え付けの方法	気候その他の自然条件、既往の植付け方法等を勘案して植付け方法を定めるとともに適期に植え付けるものとする。 また、施業の効率化や植栽時期の自由度が高いコンテナ苗の活用についても取り組むものとする。
植栽の時期	苗木の活着と成長が図られるよう、適期、通常は春に植栽するものとする。 なお、コンテナ苗については、その特性から植栽時期の分散を推進するものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に指定されている森林の更新など、人工造林による更新は、皆伐による伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新を完了するものとする。

択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了するものとする。

なお、保安林にあつては、その保安林に定める指定施業要件に従い植栽するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等から見て、主として天然力を活用することよりの的確な更新が図られる森林において行うものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	「宮崎県天然更新完了基準」（平成19年10月宮崎県環境森林部、附属資料2、以下「天然更新完了基準」という。）によるものとする。
ぼう芽による更新が可能な樹種	天然更新完了基準によるものとする。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期 待 成 立 本 数
宮崎県天然更新完了基準によるものとする。	宮崎県天然更新完了基準によるものとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	タケやササの繁茂、粗腐植の堆積等により更新が困難な箇所は、かき起こし、枝条整理を行うものとする。
刈出し	タケやササ、シダなどの下層植生により天然稚樹の育成が阻害されている箇所は、刈り払いを行うものとする。
植込み	天然更新が不十分な箇所について行うものとする。植え込む樹種は林地の気候、地形、土壌条件、既存の成林の生育状況、地域の経済条件等を考慮し、あわせて上層木の密度、耐陰性に配慮し適正なものを選定するものとする。植栽本数は、天然稚樹の生育状況に勘案して決めるものとする。
芽かき	萌芽更新した芽のうち成長が良いもの2～3本立ちを基準とし、残りは間引くものとする。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了確認については、天然更新完了基準で定める方法により行うものとし、更新が完了していないと判断される場合には植栽等により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の荒廃を防止するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了するものとする。

なお、更新が完了していないと判断される場合には、植え込み等により確実に更新を図るものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表状況、病虫獣害などの被害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案して定めるものとする。

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、主伐後の適確な更新を図るため、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とする。

ただし、IVの1の保健機能森林の区域内であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除く。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域	備 考
該当なし。	該当なし。

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 更新に係る対象樹種

① 人工造林の場合

Ⅱの第 2 の 1 の(1)による。

② 天然更新の場合

Ⅱの第 2 の 2 の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ的確な更新が困難な森林以外の伐採跡地における植栽本有の基準として、天然更新の対象樹種の立木が 5 年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数を 10,000 本/ha とする。

なお、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定以上の余裕を加えた樹高以上のものについては、その本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数を成立させるものとする。

5 その他必要な事項

国庫補助事業等の活用による造林の実施を推進することとする。

1 目的

天然力を活用した更新の完了を判断する基準を作成し、地域森林計画等に規定する適切な天然更新を図ることを目的とする。

2 天然更新対象地

本基準の対象となる森林は、天然更新を行う箇所のほか、気象害等による更新不成績地等とする。

3 天然更新対象樹種

天然更新対象樹種は、針葉樹及びアカメガシワ、カラスザンショウ等の先駆種樹種、ブナ科、ニレ科、クスノキ科等の広葉樹であって、将来高木となりうる樹種（以下「更新木」という。）を対象とする。

（別紙「宮崎県天然更新完了基準 主要更新対象樹種一覧表」参照。）

なお、タケ類が優先する箇所は、竹林として取り扱う。

4 天然更新完了の基準

(1) 更新対象地において、概ね均等に、樹高 0.5m 以上の更新木の後継樹が ha 当たり約 3,000 本以上(立木度 3 以上)生育していること。

なお、ぼう芽により一株当たり 3 本以上発生した更新対象樹種については、3 本として計上する。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分本数}}{\text{当該林分の林齢に対応する期待成立本数}} \quad (\text{十分率})$$

※期待成立本数は、ha 当たり 10,000 本とする。

(2) (1)の条件に満たさない場合は、植栽等を実施し、確実な更新を図るものとする。

(3) 上記の条件に関わらず、獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合や作業路の開設等の影響により土砂流出や林地の荒廃が見られる場合は、速やかに防除対策または土砂流出防止対策等、適切な対策を実施する。

5 更新調査の方法

(1) 調査の時期

更新調査は、伐採後概ね 4 年を経過した時点で実施する。

(2) 調査方法

調査の方法は、原則として標準地調査とする。ただし、現地の状況から明らかに更新完了の確認ができる場合は目視とすることができる。

(3) 標準地調査プロットの設定

調査プロットは、植生の繁茂状況及び地形等を勘案し標準的な箇所を選定することとし、調査プロット数は次のとおりとする。

① 対象地が 1 ha 未満の場合は、1 箇所以上。

② 対象地が 1 ha 以上～5ha 未満の場合は、2 箇所以上。

③ 対象地が 5ha 以上～10ha 未満の場合は、3 箇所以上。

④ 対象地が 10ha 以上の場合は、10ha から 5 ha 増すごとに 4 箇所に 1 を加算した箇所以上。

(4) 標準地プロットの大きさ

1 プロットは 25 m²とし、5m×5m の方形または半径 2.8m の円形で設定する。

(5) 添付書類

調査箇所毎に、野帳（目視の場合は除く。）及び全景、近景の写真を各 1 部ずつ添付する。

(6) その他

天然更新補助作業を実施した場合は、一定の経過観察期間において、再度、天然更新完了を判断する調査を実施すること。

6 その他

今後、天然更新の状況調査を踏まえ、必要に応じて当該基準の見直しを検討する。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

間伐及び保育は、これまで造成されてきた人工林を健全な状態に維持していく上で必要不可欠な作業である。本町においては、昭和30年代から始まった拡大造林による人工林面積の43%が保育対象齢級となっているものの、十分に保育が実施されない状況にあることから、間伐、及び保育作業について適切な時期及び方法により積極的に推進することとする。

特に間伐の実施については、

- 森林組合等による育林推進活動
 - 研修会の開催等による森林所有者への普及指導及び制度紹介
- 等の体制整備のほか、作業路の集中整備、森林組合の林内作業車等導入に対する支援等基盤整備を図るものとする。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨として「宮崎県間伐技術指針」等に基づき実施するものとするが、標準的な方法を次のとおり定める。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法
			初回	2回目	3回目	4回目～	
スギ	一般 構造用材	2,000	13	17	24	標準伐期齢以上で 間伐をする場合は 10～15年おきに実 施する。	「宮崎県間伐技術 指針」(昭和53年 3月宮崎県林務 部)及び「宮崎県 長伐期施業技術指 針」(平成20年3 月宮崎県環境森林 部)、以下「長伐期 施業技術指針等」 という。)等により 実施する。
		～	～	～			
	一般 大経材	3,000	16	23	30		
			(例) 標準伐期齢未満 10年 標準伐期齢以上 15年 の場合				
			初回	2回目	3回目～	標準伐期齢以上で 間伐をする場合は 15～20年おきに実 施する。	
			18 ～ 22	25 ～ 29	(例) 標準伐期齢未満 15年 標準伐期齢以上 20年 の場合		
ヒノキ	スギの施業体系に準ずる。						

なお、森林経営計画の認定基準に係る間伐の間隔は、下表によるものとする。

間伐の間隔(スギ、ヒノキ共通)	
標準伐期齢未満	標準伐期齢以上
15年	20年

2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木の生育促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往における保育は、森林の立木の生育促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、既往の保育方法等を勘案して、次のとおりとする。

(1) 時期及び回数

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
下刈	スギ	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△			
	ヒノキ	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△			
	クヌギ	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△			
つる切	スギ							←	△	→				
	ヒノキ							←	△	→				
	クヌギ							←	△	→				
除伐	スギ											←	○	→
	ヒノキ											←	○	→
	クヌギ											←	△	→

- 注) 1 ○印は通常予想される実行標準。
 2 △印は必要に応じて実施する。
 3 ←→印は実行期間の範囲を示す。

(2) 方法

保育の種類	標準的な方法	備考
下刈	通常年1回、植栽木が被圧されないよう植生の繁茂状況に応じて適切な時期及び作業方法により雑草木を刈り払う。また、雑草木の繁茂状況が著しい時は、2回以上実施する。	
つる切	つる類の繁茂状況に応じ、適切に実施する。	
除伐	造林木の育成が阻害されないよう目的樹種以外の不要木や成木の見込みのない不良木を対象に下刈り終了後3～6年頃に1～2回程度実施する。この場合、急激な環境変化が生じないように配慮するとともに、目的樹種以外であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案して、有用なものは保存・育成するなど現地の実態に応じて適切に実施する。	
枝打	通常、すそ枝打ち（手の届く範囲）や枯れ枝落とし等最小限度行うこととするが、優良材生産にあつては、若齢級から生産目標に応じた枝打ちを行うこととする。	

3 その他間伐及び保育の基準

上記1及び2によるほか、特に次に示す点に留意することとする。

(1) 間伐

林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採するもので、伐採率（材積率）は35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年後にその樹冠疎密度が10分の8以上に回復するよう行うものとする。

路網整備の遅れにより間伐が十分に実施されていない地区の人工林については風害に留意し、間伐の繰り返し期間を5年程度として、実施することとする。

間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行う。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意する。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。

(2) 下刈

標準的な方法に示す林齢を超える森林についても、植生の繁茂状況に応じて追加して行うこ

ととする。また、雑草木の繁茂が著しく、造林木の成長に悪影響を及ぼす場合は、2回刈りを行うものとする。

(3) つる切り

つる類の繁茂の著しい、沢沿いの箇所については、必要に応じ、2～3年に1回、立木の生育に支障をきたさないよう実施すること。

(4) 除伐

目的外樹種であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用樹種は保存し育成するものとする。

(5) 鳥獣被害対策

鳥獣被害対策については、野生鳥獣による樹木等の被害が見込まれる森林において、目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣を防除するため、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととする。

局地的森林の生育状況の差違等を踏まえ、必要に応じて、1又は2の「標準的な方法」に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達成することができないと見込まれる森林については、生育状況に応じた間伐又は保育の方法を決定するものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法を次のように定めるものとする。

この際、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように森林施業の方法を定める。

(1) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源周辺^{かん}の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が^{かん}高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に定めるものとする。

当該森林の区域は別表1に定めるものとする。

イ 森林施業の方法

伐期の延長及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成復層林^{かん}にあっては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保することとする。

伐期の延長は、伐採林齢を標準伐期齢より10年延長することとする。

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限（標準伐期齢+10年）

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他の 針葉樹	クヌギ ・ナラ類	その他の 広葉樹
本町全域	45年	50年	40年	50年	20年	20年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境^{かん}の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表1に定めるものとする。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所、山腹の凹曲部等地表流水及び地中水の集中流下する地形を含んだ土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地に存する森林、表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地、表土が薄く乾性な土壌等の土壌を含む土地に存する森林等について定めるものとする。

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

町民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等について定めるものとする。

- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、森林公園等の施設を伴う森林などの町民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、湖沼、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のため必要な森林等について定めるものとする。

- ④ 水源の涵養機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に準じる森林

「(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」のうち、クヌギ・ナラ類等を主林木とする森林等について定めるものとする。

イ 施業の方法

アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべき森林施業方法ごとに別表2に定めるものとする。

アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を推進する。

アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気汚染の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を推進する。

アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持管理又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進する。

アの④に掲げる森林においては、伐期の延長及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持を図りつつ、根系の発達及び表土の保全を確保することとする。

なお、伐期の延長は、伐採林齢を標準伐期齢より5年延長することとする。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によって公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林と定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢とするとともに、伐採に

伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。長伐期施業を適正に実施するため、長伐期施業技術指針等を参考にするものとする。

森林の伐期齢の下限（標準伐期齢＋5年）

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他の 針葉樹	クヌギ ・ナラ類	その他の 広葉樹
本町全域					15年	15年

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他の 針葉樹	クヌギ ・ナラ類	その他の 広葉樹
本町全域	70年	80年	60年	80年	20年	20年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等との開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件及び社会条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林について、必要に応じて定めるものとする。

この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

具体的には、森林毎の地位指数と地利級によって算定された1等地及び2等地に区分された森林を区域として設定するものとする。

地位	地 利		
	200m以内	200m～500m	500m以上
1	1等地	1等地	2等地
2	1等地	2等地	3等地
3	2等地	3等地	3等地

地位：土壌型や表層地質、標高等を基礎にスコア表を作成し判定

地利：路網からの距離から3つに区分

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定めるものとする。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意するものとする。

具体的には、林班単位で人工林が過半、かつ、木材等生産機能がHの森林が過半、かつ、林班の傾斜区分の平均が緩又は中、かつ、路網等からの距離が200m未満の森林等から設定するものとする。ただし、災害が発生する恐れのある森林を除く。

(2) 森林施業の方法

森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、計画的な伐採と植栽による確実な更新を推進し、多様な木材需要に応じた持続的な木材生産が可能となる資源構成になるよう努めることとする。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

【別表1】

区 分	森 林 の 区 域	面 積 (ha)
水源の ^{かん} 涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	2・4・5・6・7・11・12 13(一部を除く)・14(一部を除く)・15・16・18・19(ア-3-3を除く)21・25・26・29・30・33林班(オ)・50・63(イ-1-1を除く)・64林班(一部を除く)	1,478.67
水源の養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に準じる森林 ◎※保安林内にあるシイタケ原木等(独自ゾーニング)		
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	45林班(エ小林班一部) 55林班(ア小林班一部) 上米生活環境保全林	10.02
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1~68林班	5,144.80
特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

※上記の森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画概要図に図示することをもって代えることができる。

【別表2】

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長をすべき森林	標準伐期齢+10年	2・4・5・6・7・11・12 13(一部を除く)・14(一部を除く)・15・16・18・19(ア-3-3を除く)21・25・26・29・30・33林班(オ)・50・63(イ-1-1を除く)・64林班(一部を除く)	1,478.67
	標準伐期齢+5年		
長伐期施業を推進すべき森林		55-ア-336, 55-ア-338 55-ア-340, 55-ア-339 55-ア-341-1 (上米生活環境保全林)	3.16
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)		
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		45林班(エ小林班一部) 55林班(ア小林班一部) 上米生活環境保全林外 (上米生活環境保全林)	6.86

- 3 その他必要な事項
なし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めものとする。
その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、市町村による森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進するものとする。
このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めるものとする。
- 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
森林施業プランナーの養成と併せて、森林所有者情報の共有化や森林GISを活用して、自ら森林施業ができない所有者情報を適確に把握し、施業又は森林経営の受託を促進するものとする。
- 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
森林施業の受託等に必要森林所有者情報等は、個人情報の保護の十分に配慮しながら、意欲ある施業プランナー等に提供するものとする。
- 森林経営管理制度の活用に関する事項
森林所有者自らが経営管理できない森林については、県と連携し、森林経営管理制度に基づき「ひなたのチカラ林業経営者」による適切な経営管理を推進する。また、公益性が高い場所で人工林としての管理が困難な森林については、森林環境譲与税を活用し、針広混交林や広葉樹林化を促進する。

- 5 その他必要な事項
なし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の林家の大部分は経営規模が3ha未満の零細所有者で、また、森林所有者が主に兼業農家であり、職場の休日や農業の周年労働状況の中で山林を管理しているため、森林に対する関心が薄くなっている。従って、森林施業を計画的、重点的に行うため、町、森林組合、森林所有者等の代表者で推進体制を整備し、森林施業実施に関する合意形成を図るものとする。

特に、本町の林業労働力の担い手である森林組合等への施業委託の推進を通じて資本の整備、作業班の拡充・強化等事業実施体制の整備を図ることとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模かつ高齢の森林所有者が多い本町で、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施することは困難であるため、施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要がある。

このため、町内全域を対象に森林施業共同化を推進し、施業実施協定の締結を促進し、作業路網の計画的整備を図ると共に、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合に委託することにより、計画的な森林施業を推進することとする。

その他、森林所有者に対し、地区集会等の機会を通じて森林整備等の重要性を周知するとともに、林業経営へ参画意欲の拡大を図り、施業への参画を促すこととする。また、不在村森林所有者に対しては、森林組合等が中心となって現地調査を行った上で施業の意向把握に努め除間伐等の推進を図るものとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- 森林施業計画の共同作成者全員により各年度当初に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業体等への共同委託により実施すること。
- 作業路網その他の施設の維持運営は共同により実施すること。
- 共同作成者の一が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。
- 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

- 4 その他必要な事項
なし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 路網の整備に関する事項

木材の搬出を伴う間伐の実施や多用な森林への誘導等に必要森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進するものとする。

その際、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、下表を目安に、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて整備（既設路網の改良を含む。）するものとする。

- (1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

- ① 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
 効率的な森林施業を推進するため、傾斜区分に応じた路網密度及び作業システムを構築することとし、下表を目安として林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて整備するものとする。

区分	作業システム	路網密度(m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	30以上	80以上	110以上
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	23以上	62以上	85以上
	架線系作業システム	23以上	2以上	25以上
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	16以上	44以上	60以上 <50>
	架線系作業システム	16以上	4以上	20以上 <15>
急傾斜地(35°～)	架線系作業システム	5以上	-	5以上

- ② 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
 持続可能な林業経営を実現するためには、路網整備と併せて合理的な林業機械作業システムの導入が重要であることから、傾斜、地形、地質、森林の生育状況や自然条件、森林の所有形態、事業体の規模、木材加工体制などの社会条件を踏まえ、次のとおりとする。

路網整備等推進区域	面積(ha)	開設予定路線	開設予定延長	対図番号	備考
大ハ重地区	433.49	1号	370	(1)	
		2号	640	(1)	
		3号	680	(1)	
		4号	510	(1)	
		5号	1,380	(1)	
		6号	330	(1)	
		7号	350	(1)	
		8号	270	(1)	
		9号	550	(1)	
		10号	970	(1)	
椎ハ重地区	426.66	11号	230	(1)	
		12号	340	(1)	
		13号	520	(1)	
		14号	1,890	(1)	
		15号	1,850	(1)	
		16号	2,060	(1)	
		17号	470	(1)	
川内地区	141.00	18号	1,050	(1)	

- (2) 作業路網の整備に関する事項

- ① 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

林道等路網の開設については、傾斜や降雨量等の自然条件、森林施業や木材搬出の事業量及び環境負荷の低減に配慮する。

なお、国・県道と連絡し、森林と地域内集落及び市場とを結ぶなど路網整備の骨格となる林道については、移動時間の短縮等に見合った規格・構造となるよう配慮する。

イ 基幹路網の整備計画

開設/拡張	種類	区分	位置 (字、林班等)	路線名	延長(m)及び箇所数	利用区域 面積 (ha)	前半 5ヶ年の 計画箇所	対図番 号	備考
開設	自動車道	林業専用道		高畑	1700	209			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」及び「民有林林道台帳について」に基づき、適切に維持・管理するものとする。

② 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道の整備は、生産性の向上による効率的な林業経営の改善を図る上で基盤となる産業施設であるとともに、森林空間の総合的な利用の推進、山村地域における産業の振興や生活環境の整備の上でも重要な役割を果たしている。また、林業機械の導入による労働強度の軽減のためにも重要である。

これまでも本町では、所有形態が小規模である森林について、きめ細かな森林施業を実施するため、基幹道からの支線としての作業路開設を推進してきたところである。

今後も、「宮崎県森林作業道作設指針」に基づき、路線の選定や適正路面勾配の検討を十分に行うとともに、工事に際しては法面整形の徹底に留意しながら、必要に応じて木柵工の設置や種子吹付けを行うなど、土砂流出防止に万全を期し整備を推進することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」及び「民有林林道台帳について」に基づき、適切に維持・管理するものとする。

(3) その他必要な事項

素材生産コストの低減に必要な山土場、中間土場、高性能林業機械等保管庫、土捨場等を整備する。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本町の林家の大部分は経営規模が3ha未満の小規模所有者であり、また、保育対象年齢の森林が多いことから、林業経営の採算性を維持することは困難である場合が多い。

従って、森林の施業又は経営の長期委託や、森林施業の共同化・合理化を進めるとともに、林道、森林作業道等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとする。

また、伐採時期を迎える森林においては、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の合理化及び効率化に努める一方、森林組合の作業班を拡充することにより、各種事業の受委託拡大及び労務班の雇用の通年化と近代化に努めることとする。

なお、林業労働者及び林業後継者の育成方策は次のとおりとする。

(1) 林業労働者の育成

本町林業は、小規模経営でしかも農業との兼業がほとんどであるため、農業の振興策とともに林業労働者の育成対策を進めることも重要である。

就業相談会の開催や就業体験等の実施、「みやざき林業大学校」における技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による新規就業者の確保や、現場技能者に対する知識・技術の習得のための研修や高性能林業機械オペレーターの養成研修の実施など段階的かつ体系的な人材育成に努めるものとする。現場作業の省力化や効率化、軽労化に向けた資機材導入等や労働安全対策の強化等による労働環境の改善に努めるものとする。

(2) 林業後継者等の育成

① 農業を含む農林業後継者は労働加重等の労働環境条件の厳しさ及び収入が不安定であることなどから現状では増加は期待できない。このため森林組合労務班の育成強化が急務となっている。

② 林家に対しては、県内外の木材市況の動向等の情報を提供するとともに、木材需要の拡大について関係機関と連携を図ることとし、林業経営の魅力を高めるようにすることとする。

③ また各種林業補助施策の導入、地方財政措置の活用を通じて、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、これら施策などの啓発、普及及び後継者の育成に努めることとする。

る。

(3) 林業事業体の体質強化方策

本町の林業の中心的な担い手である森林組合においては、施業の共同化による事業量の拡大、受託体制の整備を図り、作業班員の就労の安定化を図るとともに、労務班員の労働安全の確保、月給制、休日の導入及び各種社会保険への加入による勤労体系、賃金体系の改善を図り、雇用の通年化に努めることとする。

森林組合や素材生産業者などの林業事業体を育成強化するため、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき意欲ある事業体の認定を行うとともに、認定した事業体に対して宮崎県林業労働機械化センターによる高性能林業機械の貸与や事業量の安定的確保、生産性の向上などの事業合理化や雇用改善等を推進するものとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

本町の森林は現在、保育、間伐等の森林施業が最も必要な資源構成となっており、今後は主伐期を迎える人工林が急速に増大することとなっている。また、林業従事者の減少及び高齢化が続くなか、生産性の向上及び労働環境の改善を図ることが必要となっており、林業機械の導入及びその有効活用を更に進めることは重要な課題である。

なお、高性能林業機械の使用にあたっては、特に林地の保全に留意するとともに、宮崎県が作成した「環境に配慮した効率的な高性能林業機械の作業システム指針」（平成20年3月宮崎県環境森林部）、及び「宮崎県伐採・搬出及び再造林ガイドライン」等を参考にすることとする。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

(1)を踏まえ、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標は次のとおりとする。

区 分	機械作業システム	主 要 機 械	
専業型	緩斜地	高性能大型車両系	ハーベスタ、プロセッサ、フォワーダ
	傾斜地	大型架線系	タワーヤーダ、集材機、プロセッサ
兼業型	緩斜地	簡易小型車両系	小型のスキッド・プロセッサ
	傾斜地	簡易小型架線系	小型のタワーヤーダ・集材機・プロセッサ

(3) 林業機械化の促進方策

- ① 森林組合によるタワーヤーダ、プロセッサ等の高性能林業機械の導入
- ② 森林組合を中心とした枝打ち作業等による森林施業の機械化を推進
- ③ 間伐の早急な実施を推進するため、森林組合の林内作業車、集材機等の導入
- ④ 高性能林業機械のオペレーター育成のための県の実施する研修会等への積極的参加等を推進し、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を推進することとする。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(1) 本町の森林資源の状況は、民有林面積 5,047ha、蓄積量 1,830 千 m^3 となっており、主な林産物は、木材、木炭生産である。木材・製材業（木材・製材業者登録者数）が 16 箇所である。

今後、飛躍的な増大が予想される素材生産量に対応するためには、広域施設として市場の整備拡充や素材生産から加工販売までの一貫した流通加工体制を整備する必要があるため、都市と連携をとり検討を進めていく。また、県内施設が整備する木質バイオマス発電施設の燃料として、木材の新たな需要が見込まれることから、木材の供給システムの構築を検討する。

特用林産物の生産は、木炭 13.4t 等となっている。しかし、労働者の高齢化や減少等により減退し、今後は、労働の省力化を図るとともに、販路の拡大や流通体制の促進を図る。

(2) 木材の流通、加工、販売施設等の整備計画及び特用林産物の生産、流通、加工、販売施設の整備計画は次のとおりとする。

- 林産物（特用林産物）の生産・加工・流通・販売施設の整備計画
該当なし

4 その他必要な事項

平成24年度4月より森林の土地を所得したときは、所有者となった日から90日以内に、取得した土地がある市町村に、森林の土地の所有者届出書の提出が必要である。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により、被害を受けている森林及び被害の生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国的データ等に基づき、林班を単位として鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣の防止の方法について、対象鳥獣別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進するものとする。その際、対象鳥獣がニホンジカの場合は、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に行うものとする。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図るものとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

【別表3】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	該当なし	

2 その他必要な事項

鳥獣害防止区域においては、必要に応じて、区域内で森林施業を行う事業者や森林所有者等から情報収集や巡回調査などにより、鳥獣害防止対策の実施状況の確認に努めるものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

保安林等公益的機能の高い森林について重点的に森林の巡視を実施し、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。

また、新たに発生する森林病虫害については、情報把握や防除方法等の状況提供に努めるものとする。

(2) その他

該当なし

2 鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

1 (1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外にお

ける対象鳥獣による森林被害については、被害の実態を把握し、被害対策を講じるとともに被害跡地の復旧に努めるものとする。

林業採算性の低い奥地森林においては、野生鳥獣の生育環境となる天然林の保全を推進するものとする。

また、宮崎県第二種特定鳥獣管理計画に基づいて、個体数管理等を行うものとする。

3 林野火災の予防の方法

林野火災については、山火事防止パレード等による町民への発生防止の啓発活動を行うとともに、森林巡視等を適宜実施することとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

「三股町火入れに関する条例」に基づき申請し、申請どおりに実施するものとする。

また、着火する際には、必ず風下かつ山頂部から行うものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

風害、病虫害等の被害を受けているもの又は老齢林等のため被害を受けやすいものであって、地理的条件からみて伐採が容易なものについて、町長が個別に判断し伐採を促進するものとする。

また、病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等についても、伐採を促進することにつき、町長が個別に判断するものとする。

(2) その他

森林所有者等による、日常の巡視等を通じて、森林の保護、管理等に努めるものとする。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし。

4 その他必要な事項

なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
長田 1	13、14、31、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68	996.35
長田 2	32、33、34、35、36、37、38、39、40	662.90
樺山 1	42、43、44、45、55、56、57、58	514.50
樺山 54	54	208.19
宮村	46、47、48、49、50、51、52、53	750.50

(2) 大規模な森林施業の集約化と路網整備を一体的に進めることにより、欧米等に対抗できる生産コストの低減を実現するために、森林経営計画の早急な策定を推進し、低コスト林業等の確立に努めることとする。

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

町民生活が多様化する中で、森林のもつ多様な機能が理解され、ボランティアが参加する植樹活動やみどりの少年団の学習の場として森林が利用されている。今後も、多くの町民が森林をフィールドとしてふれ合える機会を創出し、地域の活性化に努めることとする。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

本町は、上米公園に生活環境保全林が整備されており、都会に住む人々が本町の生活・文化・習慣に触れることによって、美しい自然景観や人の暖かさ、地域の伝統文化などを心ゆくまで楽しんでもらうことで田舎の良さを感じ取ってもらうことが第一であることから、各種イベントを通じ森林を生かした都市との交流が更に活発化するよう取り組むこととする。

なお、森林の総合利用施設の整備計画は次のとおりとする。

施設の種類の	現状 (参考)		将 来		対図 番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
上米森林公園	上米地区	案内板 6ヶ所 遊歩道 2,000m 便所棟 1棟	上米地区		案内板 6ヶ所 遊歩道 2,000m 便所棟 1棟

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

町内の小中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むため、上米生活環境保全林・エコフィールド等を活用しながら森林・林業体験プログラムを組み込み、森林づくりへの参加を推進する。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

大淀川は本町をはじめとする流域4市4町の水源として重要な役割を果たしている。このようなことから、「ふるさとの森おこし事業」を積極的に推進するとともに、上下流域住民参加による植樹や森林保全活動を実施していることから、今後もこれらの活動を継続し、下流の住民団体等へ水源の森林造成に参加してもらうように積極的に働き掛けることとする。

(3) 法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

本町では、林業従事者の高齢化等により、造林、保育、間伐等の手入れが不足し、水源かん養機能、山地災害防止機能等の低下が懸念されている。大淀川は本町をはじめとする流域4市3町の水源として重要な役割を果たしている。このようなことから、「ふるさとの森おこし事業」を積極的に推進するとともに、併せて流域の住民団体等への水源の森林造成に参加してもらう

ように推進する。

- (4) その他
なし。

6 その他必要な事項

不在町所有者の森林が適切に管理されていないことから、伐採後放置されている林分や間伐が不十分な林分で森林の多面的機能が十分に発揮されないことが懸念される箇所については、森林組合、林業研究グループ、林業普及指導員、森林所有者、森林管理署等の連携をより一層密にし、啓発活動に努めるとともに、町全体の発展方向に十分留意しつつ、国、県等の補助事業、「森林・山村対策」及び「国土保全対策」等の地方財政措置等の積極的活用により、適切な森林整備の推進を図るものとする。

また、次の事項にも取り組むこととする。

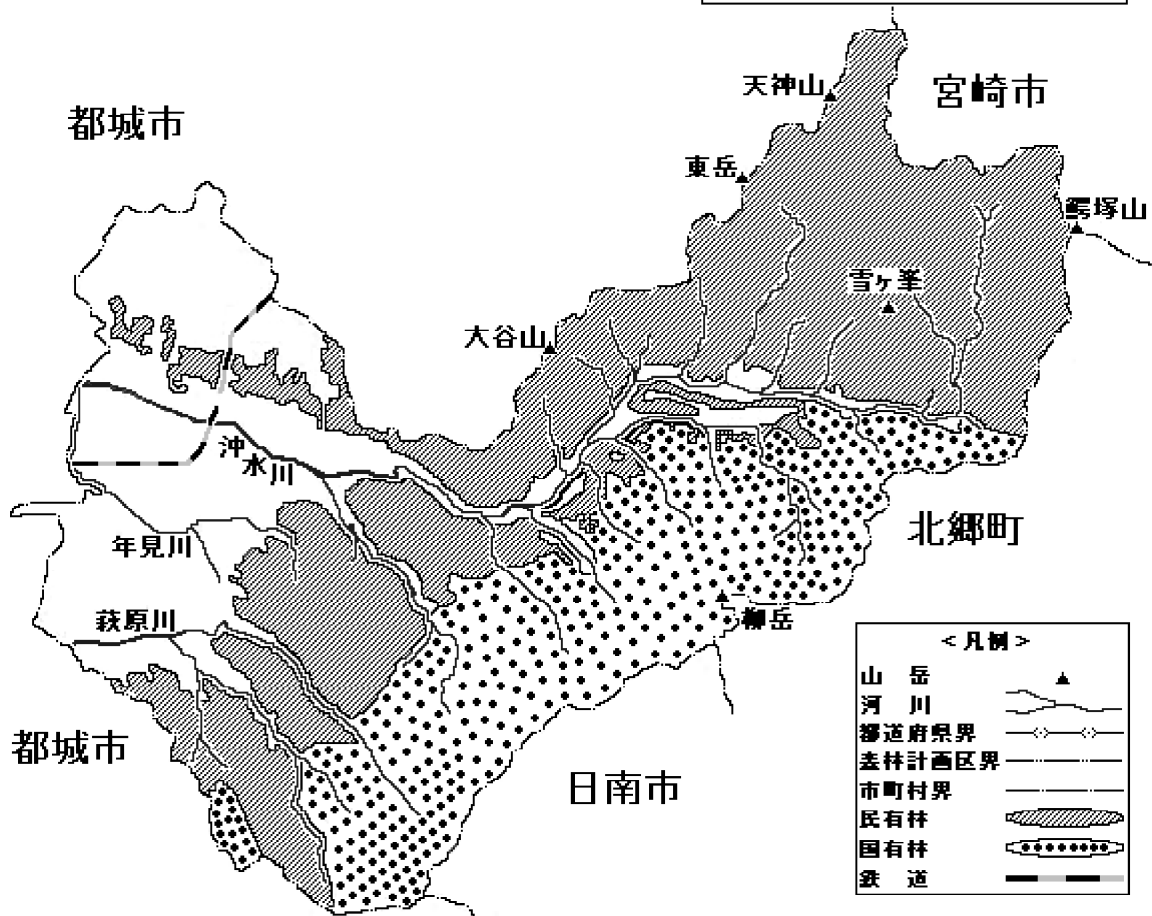
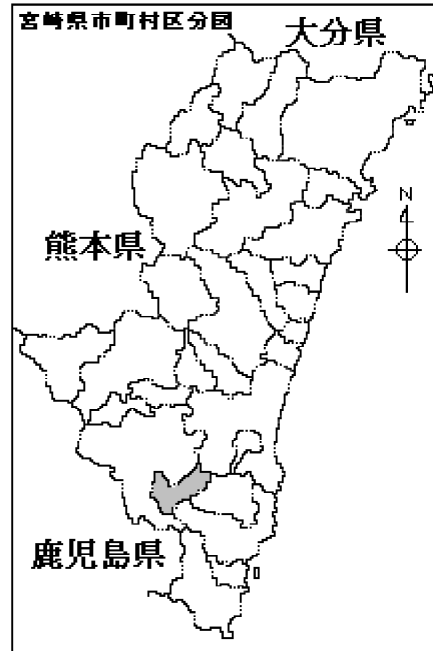
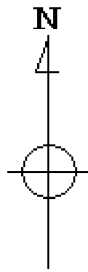
(1) 森林国営保険への加入促進

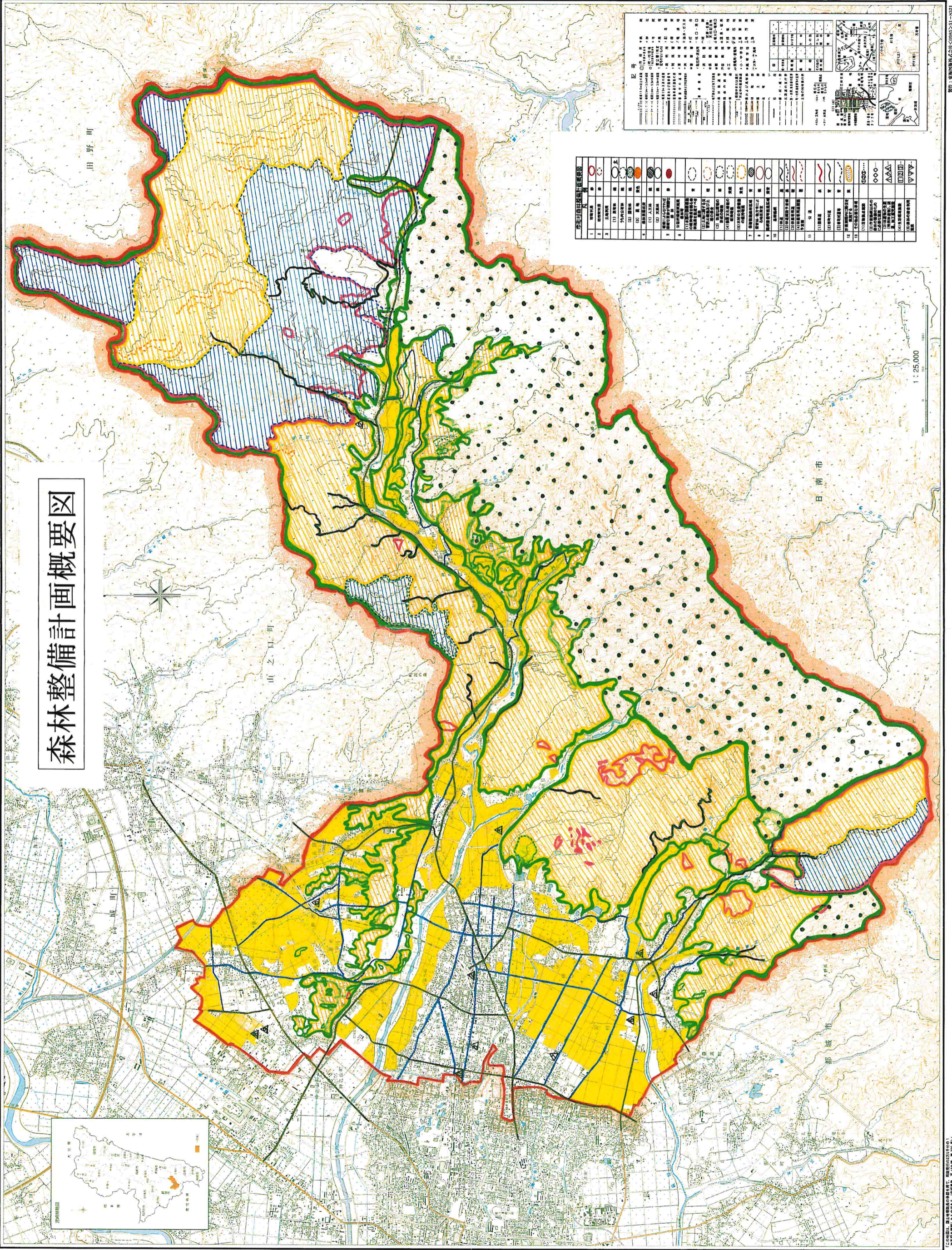
森林国営保険と連動して加入促進を図る。

(2) 国有林の利活用に関する事項

本町は、国有林の占める割合が高く、従来から国有林野を活用した分収造林に取り組んできているところである。今後とも地域林業の育成のため連携を図り、文化・教育的に活用が図られるよう推進することとする。

三股町位置図





森林整備計画概要図

記号	説明
△	第一種市街地
△	第二種市街地
△	第三種市街地
△	第四種市街地
△	第五種市街地
△	第六種市街地
△	第七種市街地
△	第八種市街地
△	第九種市街地
△	第十種市街地
△	第十一種市街地
△	第十二種市街地
△	第十三種市街地
△	第十四種市街地
△	第十五種市街地
△	第十六種市街地
△	第十七種市街地
△	第十八種市街地
△	第十九種市街地
△	第二十種市街地
△	第二十一種市街地
△	第二十二種市街地
△	第二十三種市街地
△	第二十四種市街地
△	第二十五種市街地
△	第二十六種市街地
△	第二十七種市街地
△	第二十八種市街地
△	第二十九種市街地
△	第三十種市街地
△	第三十一種市街地
△	第三十二種市街地
△	第三十三種市街地
△	第三十四種市街地
△	第三十五種市街地
△	第三十六種市街地
△	第三十七種市街地
△	第三十八種市街地
△	第三十九種市街地
△	第四十種市街地
△	第四十一種市街地
△	第四十二種市街地
△	第四十三種市街地
△	第四十四種市街地
△	第四十五種市街地
△	第四十六種市街地
△	第四十七種市街地
△	第四十八種市街地
△	第四十九種市街地
△	第五十種市街地
△	第五十一種市街地
△	第五十二種市街地
△	第五十三種市街地
△	第五十四種市街地
△	第五十五種市街地
△	第五十六種市街地
△	第五十七種市街地
△	第五十八種市街地
△	第五十九種市街地
△	第六十種市街地
△	第六十一種市街地
△	第六十二種市街地
△	第六十三種市街地
△	第六十四種市街地
△	第六十五種市街地
△	第六十六種市街地
△	第六十七種市街地
△	第六十八種市街地
△	第六十九種市街地
△	第七十種市街地
△	第七十一種市街地
△	第七十二種市街地
△	第七十三種市街地
△	第七十四種市街地
△	第七十五種市街地
△	第七十六種市街地
△	第七十七種市街地
△	第七十八種市街地
△	第七十九種市街地
△	第八十種市街地
△	第八十一種市街地
△	第八十二種市街地
△	第八十三種市街地
△	第八十四種市街地
△	第八十五種市街地
△	第八十六種市街地
△	第八十七種市街地
△	第八十八種市街地
△	第八十九種市街地
△	第九十種市街地
△	第九十一種市街地
△	第九十二種市街地
△	第九十三種市街地
△	第九十四種市街地
△	第九十五種市街地
△	第九十六種市街地
△	第九十七種市街地
△	第九十八種市街地
△	第九十九種市街地
△	第一百種市街地
△	第一〇一種市街地
△	第一〇二種市街地
△	第一〇三種市街地
△	第一〇四種市街地
△	第一〇五種市街地
△	第一〇六種市街地
△	第一〇七種市街地
△	第一〇八種市街地
△	第一〇九種市街地
△	第一一〇種市街地
△	第一一一種市街地
△	第一一二種市街地
△	第一一三種市街地
△	第一一四種市街地
△	第一一五種市街地
△	第一一六種市街地
△	第一一七種市街地
△	第一一八種市街地
△	第一一九種市街地
△	第一二〇種市街地
△	第一二一種市街地
△	第一二二種市街地
△	第一二三種市街地
△	第一二四種市街地
△	第一二五種市街地
△	第一二六種市街地
△	第一二七種市街地
△	第一二八種市街地
△	第一二九種市街地
△	第一三〇種市街地
△	第一三一種市街地
△	第一三二種市街地
△	第一三三種市街地
△	第一三四種市街地
△	第一三五種市街地
△	第一三六種市街地
△	第一三七種市街地
△	第一三八種市街地
△	第一三九種市街地
△	第一四〇種市街地
△	第一四一種市街地
△	第一四二種市街地
△	第一四三種市街地
△	第一四四種市街地
△	第一四五種市街地
△	第一四六種市街地
△	第一四七種市街地
△	第一四八種市街地
△	第一四九種市街地
△	第一五〇種市街地
△	第一五一种市街地
△	第一五二種市街地
△	第一五三種市街地
△	第一五四種市街地
△	第一五五種市街地
△	第一五六種市街地
△	第一五七種市街地
△	第一五八種市街地
△	第一五九種市街地
△	第一六〇種市街地
△	第一六一種市街地
△	第一六二種市街地
△	第一六三種市街地
△	第一六四種市街地
△	第一六五種市街地
△	第一六六種市街地
△	第一六七種市街地
△	第一六八種市街地
△	第一六九種市街地
△	第一七〇種市街地
△	第一七一種市街地
△	第一七二種市街地
△	第一七三種市街地
△	第一七四種市街地
△	第一七五種市街地
△	第一七六種市街地
△	第一七七種市街地
△	第一七八種市街地
△	第一七九種市街地
△	第一八〇種市街地
△	第一八一種市街地
△	第一八二種市街地
△	第一八三種市街地
△	第一八四種市街地
△	第一八五種市街地
△	第一八六種市街地
△	第一八七種市街地
△	第一八八種市街地
△	第一八九種市街地
△	第一九〇種市街地
△	第一九一种市街地
△	第一九二種市街地
△	第一九三種市街地
△	第一九四種市街地
△	第一九五種市街地
△	第一九六種市街地
△	第一九七種市街地
△	第一九八種市街地
△	第一九九種市街地
△	第二〇〇種市街地

この図は、国土院の委託によるもので、図中の地名等は、昭和十七年十月現在のものと異なる場合があります。また、この図は、国土院の委託によるもので、図中の地名等は、昭和十七年十月現在のものと異なる場合があります。

4 付属参考資料

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

年次	総数		0～14歳		15～29歳		30～44歳		45～64歳		65歳以上				
	計	男	計	男	計	男	計	男	計	男	計	男			
実数 (人)	24,545	11,499	4,173	2,112	4,001	1,895	2,106	4,394	2,042	6,901	3,388	3,513	5,076	2,062	3,014
	24,800	11,497	4,017	2,000	3,667	1,731	1,936	4,427	2,089	7,014	3,396	3,618	5,655	2,270	3,385
	25,404	11,778	4,266	2,132	3,230	1,541	1,689	4,693	2,237	6,499	3,032	3,467	6,482	2,709	3,773
	25,591	11,932	4,410	2,281	2,962	1,390	1,572	4,651	2,229	6,262	2,922	3,340	7,248	3,070	4,178
構成比 (%)	100.0	46.8	17.0	8.6	16.3	7.7	8.6	17.9	8.3	28.1	13.8	14.3	20.7	8.4	12.3
	100.0	46.4	16.2	8.1	14.8	7.0	7.8	17.9	8.4	13.7	14.6	13.7	22.8	9.2	13.6
	100.0	46.4	16.8	8.4	12.7	6.0	6.7	18.5	8.8	25.6	11.9	13.7	25.5	10.7	14.8
	100.0	46.6	17.2	8.9	11.6	5.4	6.2	18.2	8.7	24.5	11.4	13.1	28.3	12.0	16.3

*平成17年度(100.0)、平成22年度(101.0)、平成27年度(103.5)、令和2年度(104.3)となっている。(国勢調査)

② 産業部門別就業者数等

年次	総数	第1次産業			第2次産業		第3次産業
		農業	林業	漁業	うち 木材・木製品製造業		
実数 (人)	11,652	1,143	42	4	3,273	7,190	
	11,684	66	953	10	3,026	7,592	
	11,927	778	54	7	3,099	7,927	
	11,762	716	91	3	2,894	7,970	
構成比 (%)	100.0	9.8	0.4	0.0	28.1	61.7	
	100.0	0.6	8.2	0.1	25.9	65.0	
	100.0	6.1	0.0	0.0	26.0	66.5	
	100.0	6.1	0.1	0.0	24.6	67.8	

※平成22年度においては、農業は農業のみ 林業は農業・林業に調査項目が変更 (令和2年度国勢調査)

(2) 土地利用

	年次	総土地面積	耕地面積						草地面積	林野面積			その他面積
			畑		樹園地		計	森林		原野	計		
			田	計	果樹園	茶園						桑園	
実数 (ha)	平成12年	11,001	805	499					7,930	0	1,771		
	平成17年	11,001	730	590	42				7,879	2	1,762		
	平成22年	11,001	722	579	38			9	7,942	0	1,711		
	平成27年	11,001	722	578	38			9	7,942	0	1,713		
	令和2年	11,002	717	565	38			9	7,871	0	1,802		
構成比 (%)	平成12年	100.0	7.3	4.5					72.1	0.0	16.1		
	平成17年	100.0	6.6	5.4	0.4				71.6	0.0	16.0		
	平成22年	100.0	6.6	5.5	0.3			0.1	72.2	0.0	15.6		
	平成27年	100.0	6.6	5.3	0.0			0.1	72.2	0.0	15.6		
	令和2年	100.0	6.5	5.1	0.0			0.1	71.5	0.0	16.4		

(数字で見える三股町、宮崎県統計年鑑、農林業センサス)

(3) 森林資源の現況等

① 保有形態別森林面積

(令和4年3月31日現在)

保有形態	総面積		面積比率		立木地			人工林率 (B/A)	その他
	面積	ha	面積	%	計(A)	人工林(B)	天然林		
総数	7,926	ha	7,926	100.0	7,859	5,092	2,599	64.8	67
国有林	2,783	ha	2,717	35.1	2,717	1,587	1,130	58.4	66
公有林	計	101	101	1.3	101	101	0	100.0	0
	都道府県有林								
	市町村有林	101	101	1.3	101	101	0	100.0	0
私有林	5,042	ha	5,041	63.6	5,041	3,404	1,469	67.5	1

(宮崎県森林経営課)

② 民有林の齢級別面積 (令和4年3月31日現在)

区分	齢級別	総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11 齢級以上
民有林計		4,955 ha	189 ha	610 ha	702 ha	297 ha	506 ha	2,651 ha
人工林		3,491	172	552	616	251	422	1,478
天然林		1,464	17	58	86	46	84	1,173
(備考)	主要樹種別の面積比率 スギ 63.0% , ヒノキ 4.1% , マツ 0.2% クヌギ 1.2% , その他 31.5%							

(地域森林計画書)

③ 保有山林面積規模別経営体数

面積規模	経営体数			
	0～3ha	10～20ha	50～100ha	2
3～5ha	3	20～30ha	0	1
5～10ha	3	30～50ha	3	1
			総数	16

(令和2年2月1日現在)

(2020年農林業センサス)

④ 林道の状況

区分	路線数	延長	林道にかかる利用区域面積	林道密度
国有林林道	13	Km	ha	m/ha
		13.034	2,527	9.9
民有林林道	18	27.693	2,648	9.6

(三股町農業振興課、宮崎森林管理署都城支署)

(4) 市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額 (単位：百万円)

総生産額	(A)	48,911
第1次産業		2,388
うち 林業	(B)	160
第2次産業		11,051
うち 木材・木製品製造業	(C)	
第3次産業		35,472
		%

(平成30年度 宮崎県の市町村民所得)

② 産業別従業者数

	総数	第1次産業			第2次産業	第3次産業
		総数	農業のみ	林業		
従業者数	11,762	810	716	91	3	7,970
	100%	6.2%	6.1%	0.1%	0.0%	67.8%

(令和2年度国勢調査)

(5) 林業関係の就業状況

区分	組合・事業者数	備考
素材生産業	12	
流通・卸売業	1	
製造(材)業	4	
合計	17	

(宮崎県森林経営管理課資料)

(6) 林業機械等設置状況

(令和3年3月31日現在)

区分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備考
(高性能機械)							
フェラーバンチャ							伐倒、木揃用の自走式
スキッダ							索引式集材車両
プロセッサ	11			11			枝払、玉切、集積用自走式
ハーバスタ	6			6			伐倒、枝払、玉切、集積用自走式
フォワーダ	20			20			積載式集材車両
スイングヤーダ	1			1			油圧ショベル利用のタワヤーダ
その他	3			3			
計	41			41			

(県山村・木材振興課)

(7) 特用林産物の生産概況

(令和4年3月31日現在)

生産量	しいたけ		わさび	木炭	竹材	たけのこ
	生	乾				
	t	t	t	t	束	t
			3.1			

(特用林産物生産統計調査)

5 宮崎県天然更新完了基準

宮崎県天然更新完了基準

改正 平成 24 年 2 月

平成 19 年 10 月

1 目的

天然力を活用した更新の完了を判断する基準を作成し、地域森林計画等に規定する適切な更新を図ることを目的とする。

2 天然更新対象地

本基準の対象となる森林は、更新を行う箇所のほか、気象害等による更新不成績地等とする。

3 天然更新対象樹種

天然更新対象樹種は、針葉樹及びアカメガシワ、カラスザンショウ等の先駆性樹種、ブナ科、ニレ科、クスノキ科等の広葉樹であって、将来高木となりうる樹種（以下「更新対象樹種」という。）を対象とする。（別紙「宮崎県天然更新完了基準 主要更新対象樹種一覧表」参照。）

なお、タケ類が優先する箇所は、竹林として取り扱う。

4 天然更新完了の基準

(1) 更新対象地において、概ね均等に、樹高 0.5m 以上の更新対象樹種が ha 当たり約 3,000 本以上（立木度 3 以上）生育していること。

なお、ぼう芽により一株当たり 3 本以上発生した更新対象樹種については、3 本として計上する。

$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分本数}}{\text{当該林分の林齢に対応する期待成立本数}} \quad (\text{十分率})$
--

※期待成立本数は、ha 当たり 10,000 本とする。

(2) (1) の条件を満たさない場合は、補植等を実施し、確実な更新を図るものとする。

(3) (1) の条件を満たさず場合であっても、獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合や作業路の開設等の影響により土砂流出や林地の荒廃が見られる場合は、速やかに防除対策又は土砂流出防止対策等、適切な対策を実施する。

5 更新調査の方法

(1) 調査の時期

更新調査は、伐採後おおむね 4 年を経過した時点で実施する。

(2) 調査方法

調査の方法は、原則として標準地調査とする。ただし、現地の状況から明らかに更新完了の確認ができる場合は目視とすることができる。

(3) 標準地調査プロットの設定

調査プロットは、植生の繁茂状況及び地形等を勘案し標準的な箇所を選定することとし、調査プロット数は次のとおりとする。

- ① 対象地が1 ha 未満の場合は、1 箇所以上
- ② 対象地が1 ha 以上～5 ha 未満の場合は、2 箇所以上
- ③ 対象地が5 ha 以上～10ha 未満の場合は、3 箇所以上
- ④ 対象地が10ha 以上の場合は、10ha から5 ha 増すごとに4 箇所に1 を加算した箇所以上

(4) 標準地調査プロットの大きさ

1プロットは25 m²とし、5 m×5 mの方形又は半径2.8mの円形で設定する。

(5) 添付書類

調査箇所毎に、野帳（目視の場合は除く。）及び全景、近景の写真を各1部ずつ添付する。

(6) その他

補植以外の更新補助作業を実施した場合は、一定の経過観察期間において、再度、天然更新完了を判断する調査を実施すること。

6 その他

今後、天然更新の状況調査を踏まえ、必要に応じて当該基準の見直しを検討する。

【別紙】

	樹種名	科名	樹高別	常緑/落葉	先駆種	備考	樹種名	科名	樹高別	常緑/落葉	先駆種	備考
ア	アオギリ	アオギリ	高木	落葉	○		シ	シオジ	モクセイ	高木	落葉	*
	アオダモ	モクセイ	高木	落葉		*		シナノガキ	カキノキ	高木	落葉	*
	アオハダ	モチノキ	高木	常緑				シナノキ	シナノキ	高木	常緑	*
	アカガシ	フナ	高木	常緑	*	*		シュロ	ヤシ	高木	常緑	*
	アカシデ	カバノキ	高木	常緑	*	*		シラカシ	フナ	高木	常緑	*
	アカマツ	マツ	高木	常緑	○			シリブカガシ	フナ	高木	常緑	*
	アカメガシワ	トウダイグサ	高木	落葉	○	*		シロダモ	クスノキ	高木	常緑	*
	アカメヤナギ	ヤナギ	高木	落葉	*	*	ス	スギ	スギ	高木	常緑	*
	アキニレ	ニレ	高木	落葉	*	*		スタジイ	フナ	高木	常緑	*
	アサガラ	エゴノキ	高木	落葉	*	*	セ	センダン	センダン	高木	常緑	*
	アサダ	カバノキ	高木	落葉	*	*	タ	タフノキ	クスノキ	高木	常緑	*
	アズキナシ	バラ	高木	落葉	*	*		タマミズキ	モチノキ	高木	落葉	*
	アスナロ(ヒバ)	ヒノキ	高木	常緑	*	*		タラミノキ	モチノキ	高木	常緑	*
	アベマキ	フナ	高木	落葉	*	*	チ	チシャノキ	ムラサキ	高木	常緑	*
	アラカシ	フナ	高木	常緑	*	*		チドリノキ	カエデ	高木	常緑	*
	アワブキ	アワブキ	高木	常緑			ツ	ツガ	マツ	高木	常緑	*
	イイギリ	イイギリ	高木	常緑	○			ツクバネガシ	フナ	高木	常緑	*
	イヌノキ	マンサク	高木	常緑			ト	トチノキ	トチノキ	高木	常緑	*
	イタヤカエデ	カエデ	高木	落葉	*	*	ナ	ナギ	マキ	高木	常緑	*
	イチイ	イチイ	高木	常緑				ナタオレノキ	モクセイ	高木	常緑	*
	イチイガシ	フナ	高木	常緑	*	*		ナツツバキ	ツバキ	高木	常緑	*
	イチヨウ	イチヨウ	高木	落葉	*	*		ナナカマド	バラ	高木	落葉	*
	イヌエンジュ	マメ	高木	常緑	*	*		ナナミノキ	モチノキ	高木	常緑	*
	イヌガシ	クスノキ	高木	常緑	*	*		ナラガシワ	フナ	高木	落葉	*
	イヌカヤ	イチイ	高木	常緑				ナンキンハゼ	トウダイグサ	高木	常緑	○
	イヌザクラ	バラ	高木	落葉	*	*	ニ	ニガキ	ニガキ	高木	落葉	*
	イヌシデ	カバノキ	高木	落葉	*	*		ニワウルシ	ニガキ	高木	落葉	*
	イヌフナ	フナ	高木	落葉	*	*	ネ	ネコノチチ	クロウメモドキ	高木	落葉	*
	イヌマキ	マキ	高木	常緑	*	*		ネムノキ	マメ	高木	落葉	○
	イロハモミジ	カエデ	高木	常緑	*	*	ノ	ノグルミ	クルミ	高木	落葉	○
ウ	ウバメガシ	フナ	高木	常緑	*	*	ハ	ハクウンボク	エゴノキ	高木	落葉	*
	ウラジロガシ	フナ	高木	常緑	*	*		バクチノキ	バラ	高木	常緑	*
	ウラジロノキ	バラ	高木	落葉	*	*		ハゼノキ	ウルシ	高木	落葉	○
	ウリハダカエデ	カエデ	高木	落葉	*	*		ハナガガシ	フナ	高木	常緑	*
	ウワミズザクラ	カエデ	高木	落葉	*	*		ハネミノエンジュ	マメ	高木	落葉	*
エ	エゾエノキ	ニレ	高木	落葉	○	*		ハマセンダン	ミカン	高木	常緑	*
	エドヒガン	バラ	高木	落葉	*	*		ハマビワ	クスノキ	高木	常緑	*
	エノキ	ニレ	高木	落葉	*	*		ハリエンジュ	マメ	高木	落葉	○
オ	オオバアサガラ	エゴノキ	高木	落葉	*	*		ハリギリ	ウコギ	高木	常緑	*
	オオモミジ	カエデ	高木	落葉	*	*		バリバリノキ	クスノキ	高木	常緑	*
	オカタマノキ	モクレン	高木	常緑	*	*		ハリモミ	マツ	高木	常緑	*
	オニグルミ	クルミ	高木	落葉	*	*		ハルニレ	ニレ	高木	落葉	*
カ	カキノキ	カキノキ	高木	常緑	*	*		ハンノキ	カバノキ	高木	落葉	*
	カゴノキ	クスノキ	高木	常緑	*	*	ヒ	ヒノキ	ヒノキ	高木	常緑	*
	カジカエデ	カエデ	高木	落葉	*	*		ヒメジャラ	ツバキ	高木	落葉	*
	カジノキ	クワ	高木	落葉	*	*		ヒメユズリハ	ユズリハ	高木	常緑	*
	カシワ	フナ	高木	落葉	*	*	フ	フサザクラ	フサザクラ	高木	落葉	*
	カツラ	カツラ	高木	落葉	*	*		フナ	フナ	高木	落葉	*
	カナクギノキ	クスノキ	高木	常緑	*	*	ヘ	ヘラノキ	シナノキ	高木	常緑	*
	カヤ	イチイ	高木	常緑			ホ	ホオノキ	モクレン	高木	落葉	*
	カラスザンショウ	ミカン	高木	落葉	○	*		ホソバタフ	クスノキ	高木	常緑	*
キ	キハダ	ミカン	高木	常緑	*	*		ホルトノキ	ホルトノキ	高木	常緑	*
	キリ	ノウゼンカズラ	高木	落葉	*	*	マ	マテバシイ	フナ	高木	常緑	*
ク	クスノキ	クスノキ	高木	常緑	*	*		マルバアオダモ	モクセイ	高木	落葉	*
	クヌギ	フナ	高木	常緑	*	*	ミ	ミスギ	ミスギ	高木	常緑	*
	クマシデ	カバノキ	高木	常緑	*	*		ミスナラ	フナ	高木	落葉	*
	クマノミズキ	ミスギ	高木	常緑	*	*		ミスメ	カバノキ	高木	落葉	*
	クリ	フナ	高木	常緑	*	*		ミツデカエデ	カエデ	高木	落葉	*
	クログネモチ	モチノキ	高木	常緑	*	*	ム	ムクノキ	ニレ	高木	落葉	*
	クロキ	ハイノキ	高木	常緑	*	*		ムクロジ	ムクロジ	高木	落葉	*
	クロハイ	ハイノキ	高木	常緑	*	*	モ	モチノキ	モチノキ	高木	常緑	*
	クロマツ	マツ	高木	常緑	*	*		モッコク	ツバキ	高木	常緑	*
ケ	ケヤキ	ニレ	高木	落葉	*	*		モミ	マツ	高木	常緑	*
	ケヤマハンノキ	カバノキ	高木	常緑	○	*	ヤ	ヤブツバキ	ツバキ	高木	常緑	*
	ケンボナシ	クロウメモドキ	高木	落葉	*	*		ヤブニッケイ	クスノキ	高木	常緑	*
コ	コウヤマキ	コウヤマキ	高木	常緑	*	*		ヤマグルマ	ヤマグルマ	高木	常緑	*
	コシアブラ	ウコギ	高木	常緑	*	*		ヤマグワ	クワ	高木	落葉	*
	コジイ(ツブラジイ)	フナ	高木	常緑	*	*		ヤマザクラ	バラ	高木	落葉	*
	コナラ	フナ	高木	常緑	*	*		ヤマナシ	バラ	高木	落葉	*
	コハウチワカエデ	カエデ	高木	落葉	*	*		ヤマハンノキ	カバノキ	高木	落葉	○
	コバンモチ	ニレ	高木	落葉	*	*		ヤマボウシ	ミスギ	高木	落葉	*
	コブシ	モクレン	高木	常緑	*	*		ヤマモガシ	ヤマモガシ	高木	常緑	*
	ゴヨウマツ	マツ	高木	常緑	*	*	ユ	ヤマモモ	ヤマモモ	高木	常緑	*
	ゴンズイ	ミツバウツギ	高木	落葉	*	*		ユキノキ	マメ	高木	落葉	*
サ	サイカチ	マメ	高木	落葉	*	*	リ	ユズリハ	ユズリハ	高木	常緑	*
	サウクルミ	クルミ	高木	落葉	*	*		リョウブ	リョウブ	高木	落葉	*
	サワラ	ヒノキ	高木	常緑								

注)備考の欄の「*」は、ぼう芽の樹種を示す。

(参考資料)

天然更新完了確認調査票(野帳)※一調査対象地ごとに作成

NO _____

市町村名 _____

①調査年月日	平成 年 月 日								
②調査者	所属名								
	氏名								
③調査地	林班	小班			面積(ha)	更新対象面積(ha)	伐採年	伐採後経過年数	プロット番号
		記号	番号	枝番					
④調査結果	プロット1			プロット2			プロット3		
	樹種名	本数	樹高(cm)	樹種名	本数	樹高(cm)	樹種名	本数	樹高(cm)
⑤判定 (複数項目を選択し判定して下さい)	A・B・C・D	A 天然更新が完了							
		B 天然更新が一部完了(面積 ha)							
		C 天然更新補助作業(面積 ha、作業内容:)の実施が必要							
		D 人工造林(面積 ha)の実施が必要							
⑥添付するもの	森林計画図(調査地を図示したもの)								
	全景写真(1部)								
	近景写真(1部、樹高が推定できるもの)								